

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和5年7月25日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入してください。

問1 (運送約款)

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

( )

問2 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更する30日前までに、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

( )

問3 (事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

( )

問4（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者（補助者）の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

（ ）

問5（選任届）

大型自動車等使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

（ ）

問6（有償運送）

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

（ ）

問7（事故の報告）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（ ）

問8（一般貨物自動車運送事業の許可）

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（ ）

問9（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。

（ ）

問 1 0

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にあたる。

( )

問 1 1 (運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

( )

問 1 2 (車両の検査等)

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査をすることができる。

( )

問 1 3 (運行管理者資格者証の返納)

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が貨物自動車運送事業法若しくは貨物自動車運送事業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

( )

問 1 4 (過積載の防止)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

( )

問 1 5 (使用者の点検及び整備の義務)

自動車の所有者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

( )

問 1 6 (親事業者の遵守事項)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責に帰すべき理由がない場合でも下請代金の額を減じてよい。

( )

問 1 7 (自動車に関する表示)

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( )

問 1 8 (休日)

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の日を与えなければならない。

( )

問 1 9 (駐車及び停車を禁止する場所)

車両は、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5メートル以内の部分においては、原則として停車し、又は駐車してはならない。

( )

問 2 0 (健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

( )

II. 次の問 2 1 から問 2 5 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 1 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等について、次のア～ウのうち誤っているものを1つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 拘束時間は原則1ヶ月について293時間、1日について13時間を超えないものとする。
- イ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間あたり44時間を超えないものとする。
- ウ. 連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

( )

問 2 2 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等が事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項としてあてはまらないものを次のア～ウの中から1つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 事故の発生日時
- イ. 事故発生当時の天候
- ウ. 事故の原因

( )

問 2 3 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次のア～ウについて、認可事項に該当するものには○を、届出事項(軽微な事項等)に該当するものには×を、それぞれ( ) 内に記入してください。

- ア. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

ア ( ) イ ( ) ウ ( )

#### 問 2 4 (運行管理者の業務)

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～カのうち正しいものを3つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に管理すること。
- ウ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- エ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- オ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- カ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

( ) ( ) ( )

#### 問 2 5 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならないことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、( ) 内に記入してください。

- ① 事業報告書
- ② 事業実績報告書

- ア. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年3月31日まで
- イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで
- ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで
- エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

① ( ) ② ( )

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和5年7月25日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入してください。

問1 (運送約款)【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(第10条第3項) 認可を受けたものとみなす( × )

問2 (運賃及び料金の届出)【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更する30日前までに、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

(第2条の2) 設定又は変更後30日以内( × )

問3 (事業改善の命令)【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

(第26条)( ○ )

問4（点呼等）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対する点呼において、運行管理者（補助者）の勤務時間等の都合による場合は、対面に代えて電話による点呼を行うことができる。

（第7条第1項）運行上やむを得ない場合を除き、対面（ × ）

問5（選任届）【道路運送車両法】

大型自動車等使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

（第52条）（ ○ ）

問6（有償運送）【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

（第78条）（ ○ ）

問7（事故の報告）【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（第24条）転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こしたとき  
（ × ）

問8（一般貨物自動車運送事業の許可）【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（第3条）（正）国土交通大臣（ × ）

問9（運転者台帳）【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。



(第9条の5) 運転者でなくなってから3年間保存 ( × )

問10 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にあたる。

(第2条第9項) ( ○ )

問11 (運行管理者の講習) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(第23条) ( ○ )

問12 (車両の検査等) 【道路交通法】

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査をすることができる。

(第63条) ( ○ )

問13 (運行管理者資格者証の返納) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が貨物自動車運送事業法若しくは貨物自動車運送事業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

(第20条) ( ○ )

問14 (過積載の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第4条) やむを得ない事由があっても例外ではない ( × )

問15 (使用者の点検及び整備の義務)【道路運送車両法】

自動車の所有者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(第47条) ×所有者→○使用者 ( × )

問16 (親事業者の遵守事項)【下請代金支払遅延等防止法】

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責に帰すべき理由がない場合でも下請代金の額を減じてよい。

(第4条) 責に帰すべき理由がないのに減じてはならない ( × )

問17 (自動車に関する表示)【道路運送法】

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(第95条) ( ○ )

問18 (休日)【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の日を与えなければならない。

(第35条) ( ○ )

問19 (駐車及び停車を禁止する場所)【道路交通法】

車両は、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5メートル以内の部分においては、原則として停車し、又は駐車してはならない。

(第44条第1項第3号) ( ○ )

問20 (健康診断)【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

(第66条) ( ○ )

II. 次の問 2 1 から問 2 5 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 1 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等) 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等について、次のア～ウのうち誤っているものを1つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 拘束時間は原則1ヶ月について293時間、1日について13時間を超えないものとする。
- イ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間あたり44時間を超えないものとする。
- ウ. 連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

(第4条第1項) ア.  イ.  ウ. 4時間 (  )

問 2 2 (事故の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等が事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項としてあてはまらないものを次のア～ウの中から1つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 事故の発生日時
- イ. 事故発生当時の天候
- ウ. 事故の原因

(第9条の2) (  )

問 2 3 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次のア～ウについて、認可事項に該当するものには○を、届出事項(軽微な事項等)に該当するものには×を、それぞれ( ) 内に記入してください。

- ア. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別

(法第9条第1項、規則第2条、第6条、第7条) ア (  ) イ (  ) ウ (  )

問24 (運行管理者の業務)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～カのうち正しいものを3つ選び、( )内に記入してください。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に管理すること。
- ウ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- エ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- オ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- カ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

(第20条第1項)ア.  イ. 休憩又は睡眠のために利用することができる施設 ウ.   
エ. 貨物自動車運送事業者が行う オ.  カ. 貨物自動車運送事業者が行う  
(ア)(ウ)(オ)

問25 (事業報告書及び事業実績報告書)【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならないことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、( )内に記入してください。

- ① 事業報告書
- ② 事業実績報告書

- ア. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年3月31日まで
- イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで
- ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで
- エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内
- カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

(第2条)①(エ)②(イ)